

◆令和7年度 軽自動車税（種別割）の税率◆

◎ 原動機付自転車・二輪等

車種区分		税率
原動機付自転車	特定原付 50CC・90CC 以下	2,000 円
	125CC 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
軽二輪(被けん引車含む)	125CC 超 250CC 以下	3,600 円
二輪の小型自動車	250CC 超	6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他	5,900 円

問い合わせ先

富士宮市役所 市民税課 法人諸税係

TEL : 0544-22-1125

◎ 軽自動車（3輪以上）

税率の種類		① 新税率			③ 旧税率	④ 重課税率	
初度検査年月	H27.4.1 以降			H24.4.1~H27.3.31	H24.3.31 以前 (初度検査年月から13年を経過した翌年度から)		
	② グリーン化特例 賦課日前1年間(R7年度はR6.4.1~R7.3.31)に初回登録した車両のうち、下記排出ガス基準等の達成車。 <u>初年度分のみ適用</u> 。(※1) <small>ただし、ガソリン・ハイブリッド車はH17排出ガス基準75%低減車またはH30排出ガス基準50%低減車に限る</small>						
車種区分	グリーン化特例以外の車両	電気自動車・天然ガス車のみ。(H30排出ガス規制適合またはH21排出ガス10%低減) (概ね75%軽減)	令和12年度燃費基準90%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車 (概ね50%軽減)	令和12年度燃費基準70%達成車かつ令和2年度燃費基準達成車 (概ね25%軽減)	全ての車両	※3の「ただし書き」以外の車両 (新税率の概ね20%重課)	
三輪	3,900 円	1,000 円	2,000 円(※2)	3,000 円(※2)	3,100 円	4,600 円	
四輪以上	乗用	自家用	10,800 円	2,700 円		7,200 円	12,900 円
		営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	5,500 円
	貨物	自家用	5,000 円	1,300 円		4,000 円	6,000 円
		営業用	3,800 円	1,000 円		3,000 円	4,500 円

※1 ただし、4月1日に登録された車の軽課措置は、初年度は適用されず、次年度に適用されます。 ※2 乗用営業用車両にのみ適用されます。

※3 「重課税率」は、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの各軽自動車は対象外。

【課税年度別 三輪及び四輪以上の軽自動車税（種別割）の税率区分早見表】

初度検査年月	課 税 年 度 （令和）														
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
令和 7 年 4 月～8 年 3 月	※														
令和 6 年 4 月～7 年 3 月															
令和 5 年 4 月～6 年 3 月															
令和 4 年 4 月～5 年 3 月			新税率												
令和 3 年 4 月～4 年 3 月															
令和 2 年 4 月～3 年 3 月															
平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月															
平成 30 年 4 月～31 年 3 月															
平成 29 年 4 月～30 年 3 月															
平成 28 年 4 月～29 年 3 月															
平成 27 年 4 月～28 年 3 月															
平成 26 年 4 月～27 年 3 月	旧税率														
平成 25 年 4 月～26 年 3 月															
平成 24 年 4 月～25 年 3 月															
平成 24 年 3 月以前															

※ 4月1日に新車登録をした車両は、その年度の種別割が課税される（4月1日現在で登録のある車両に賦課されるため）。

ただし、4月1日に新車登録をした車両のグリーン化特例（軽課課税）は、初度検査年月の翌年度に適用されるため、初回の年度は「翌年度」ではないので軽課制度は適用されない。